

佐賀県告示第三百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 名称

黒髪山鳥獣保護区竜門ダム特別保護地区

二 区域

西松浦郡有田町広瀬山の竜門ダムを周回する町道大平線と町道広瀬山・住吉線とで囲まれた区域（ダム管理施設を除く。）

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成二十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

黒髪山鳥獣保護区は、県南西部に位置し、黒髪山や青螺山を中心とした森林地帯で、スギ・ヒノキの人工林のほか、シイ・カシ等の常緑樹林やアカマツ林も多く残され、多様な植生が広がっている。また、黒髪山の天童岩や雄岩雌岩等の岩場、ダムや渓谷等の水辺環境もあり、自然環境が豊かであることから、多様な野生鳥獣の生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、竜門ダム周辺は、県内で有数のシイ・カシを主体とした自然林が広がっており、湖畔には鳥類の餌場や止まり木となるカエデ・ケヤキ等の落葉樹も混交している。

このような自然環境を反映して、当該区域には、佐賀県レッドリスト掲

載種であるサンコウチヨウやアカシヨウビンのほか、多くの夏鳥が飛来し、餌場や休息場所として利用するなど、森林に生息する鳥類の重要な生息地となっている。

このため、当該区域は、黒髪山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

八 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に、特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。